

クマ類の
保護及び管理に関するレポート
(令和6年度版)

2025（令和7）年3月

環 境 省

はじめに

「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（クマ類編）」の補足を行うため、定期的に保護及び管理に関する最新情報を「クマ類の保護及び管理に関するレポート」として取りまとめています。

ガイドラインとクマ類の保護及び管理に関するレポートは以下の環境省ホームページでご覧になれます。

<https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html>

- 近年のクマ類の保護・管理をめぐる動き
- 今年度の保護管理レポートのテーマ
- Step 1 人身被害の発生状況の集計
- Step 2 人身被害の発生状況の類型化
- Step 3 人身被害防止に向けた対策の検討と実施
- 参考：クマ類による人身被害を防ぐために

近年のクマ類の保護・管理をめぐる動き

1. 出没状況・人身被害発生状況

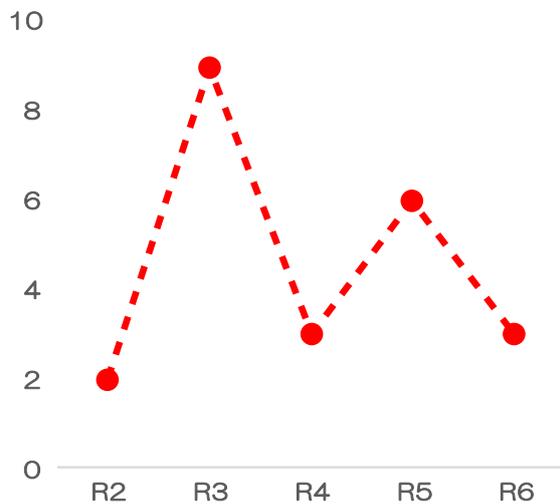
過去5か年度の出没状況と人身被害発生状況をクマ類（以下、「クマ」という。）が恒常的に生息している地域別に整理しました。

地域区分

- 北海道
 - 東北：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
 - 関東：栃木・群馬・埼玉・東京・神奈川
 - 中部：山梨・長野・岐阜・静岡・愛知
 - 北陸：新潟・富山・石川・福井
 - 近畿：滋賀・京都・大阪
 - 紀伊半島：三重・奈良・和歌山
 - 東中国：兵庫・鳥取・岡山
 - 西中国：島根・広島・山口
- （四国は出没及び人身被害が発生していないため、整理対象としない）

(1) 北海道

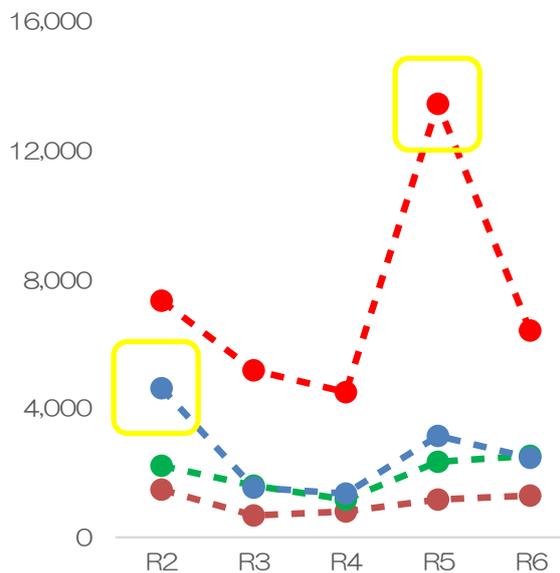
人身被害件数



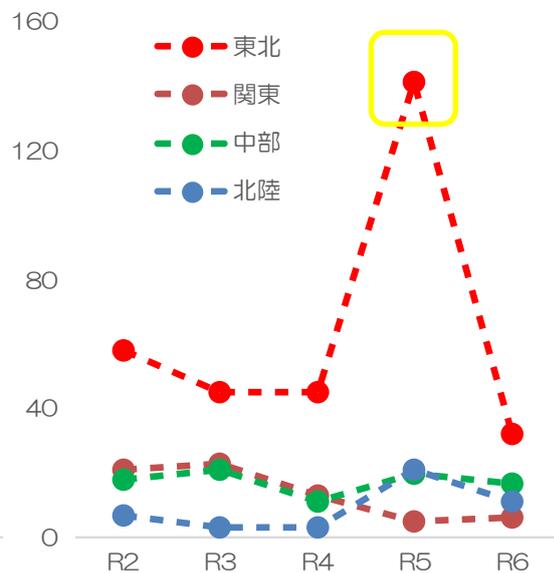
➤ 年度による変動はあるが、10件以下で推移している。
(出没件数の取りまとめなし)

(2) 東北・関東・中部・北陸

出没件数

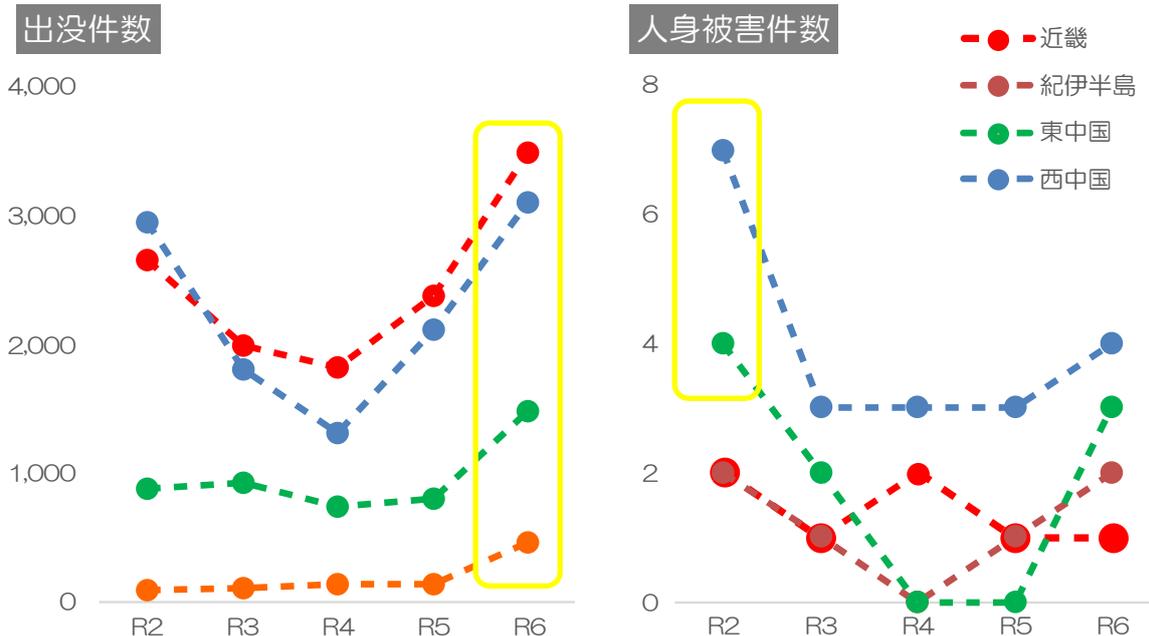


人身被害件数



- 出没：令和2年度の北陸、令和5年度の東北で多かった。
- 人身被害：令和5年度の東北で多かった。

(3) 近畿・紀伊半島・東中国・西中国



- 出沒：令和6年度はいずれの地域も多かった。
- 人身被害：令和2年度の東中国・西中国で多かった。令和6年度は出沒は多かったものの、人身被害件数の増加がみられたのは東中国だけであった。

2. クマの保護・管理に関する国の動き

(1) クマ類による被害防止に向けた対策方針の取りまとめ

令和5年度は、岩手県及び秋田県を中心に、市街地や集落等の人の生活圏へのクマの出沒が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録するなど、甚大な被害が発生しました。この状況を踏まえ、科学的知見に基づき、クマの出沒や被害の発生要因を分析し、被害防止に向けた総合的な対策の方針が取りまとめられました。

クマ類による被害防止に向けた対策方針（令和6年2月8日）

<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort12/kuma-prevention-all.pdf>

(2) 指定管理鳥獣への指定

クマによる被害防止を推進するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部を改正する省令（令和6年4月16日）

公布・施行)」に基づき、指定管理鳥獣にクマ類（ツキノワグマについては、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の個体群以外の個体群）を追加しました（規則第1条の3）。

（3）ガイドライン補足資料の発行

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」では、「4. クマ類による被害防止に向けた行動」の中で、人の生活圏への出没を未然に防止する目的で、人の生活圏周辺の緩衝地帯において、環境整備とともに「個体数管理」を実施する必要があることが示された。また、（2）の通り指定管理鳥獣に指定された。そのため、ガイドラインに追加する以下の事項をとりまとめ、ガイドライン補足資料を作成した（令和6年9月）。

（1）個体群管理に関する事項（変更・追加された考え方）

個体群管理（変更）

- 個体群の安定的な維持及び人との軋轢軽減を図ることができる個体数に管理する。

総捕獲数管理（追加）

- 個体群管理の目的を達成するための目標個体数を設定し、総捕獲数（個体群からの除去数の総数）を管理する。

緩衝地帯での個体数管理（追加）

- 人の生活圏への出没防止に向けて緩衝地帯で捕獲を実施することで、目標個体数達成のための総捕獲数を調整する。

（2）指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事項

- 第二種特定鳥獣管理計画（以下、二種計画）における指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下、「実施計画」という。）の記載事項及び事業実施時の留意点
- 二種計画及び実施計画におけるクマ類への配慮事項

【 人身被害防止のための効果的な対策の実施 】

北海道及び本州ではクマの分布が拡大し、人の生活圏への出没や人身被害が増加しています。クマは他の獣種に比べて人身被害が発生した際に、被害が甚大になる可能性が高いことから、被害を未然に防止することや再発防止に努めることが重要です。

そのためには、まず被害の正確な情報を収集・分析し、被害の発生要因を 解明することが必要です。

本レポートでは、以下の Step 1 から Step 3 により人身被害の発生状況をいくつかの種類に分類し、効果的な対策を示しました。

▶Step 1 人身被害の発生状況の集計

被害発生時の正確な情報を収集し集計する

どのような状況で発生したのか？

要因はなんだったのか？

→正確な情報収集が、その後の分析に不可欠

岩手県・秋田県
が収集した
被害記録を集計

▶Step 2 人身被害発生状況の類型化

被害防止にむけた情報の類型化

→情報収集・集計により判明した被害発生状況の類型化と要因の分析

▶Step 3 人身被害防止に向けた対策の検討と実施

適切な対策の検討と実施

→分析結果を用いることで、人身被害防止に向けた適切な対策の検討と実施につなげる

地域での対策事例
を紹介

Step 1 人身被害の発生状況の集計

2024（R5）年度は過去最多の人身被害件数を記録しましたが、特に発生件数が多かった岩手県と秋田県が収集した人身被害の記録を集計し、発生状況について整理を行いました。

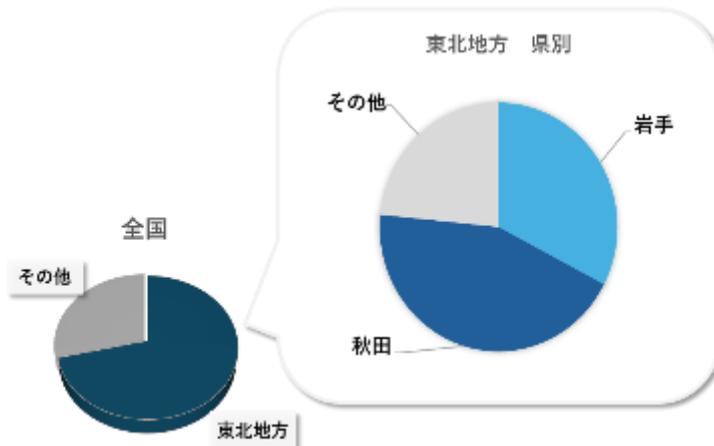


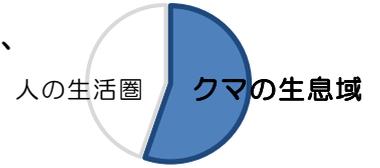
図 令和5年度の人身被害件数 岩手県・秋田県の割合

記録の集計や発生状況の類型化を行う中で、人身被害の発生環境は、大きく分けて、山林、河川、林道等の「クマの生息域」か、クマの生息域外である「人の生活圏内」に区分できました。

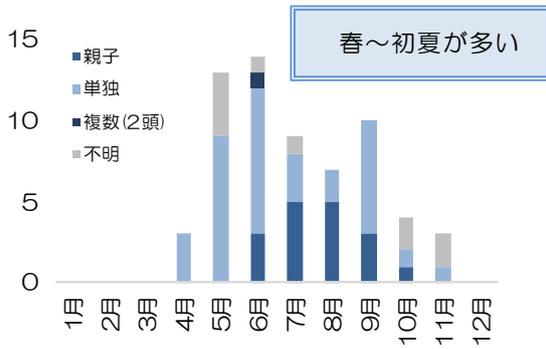
この2つの区分けでは、それぞれ発生要因や再発防止対策が異なります。収集した人身被害記録は、発生した場所を「クマの生息域」と「人の生活圏」に区分した上で、被害の発生した季節、時間帯、周辺環境、被害発生時の被害者の行動（行動人数や予防対策の有無等）、加害グマの特徴（単独、子連れ）、被害発生地点周辺の被害発生前のクマの出没情報（目撃、被害等）の有無について整理を行い、被害が発生しやすい傾向を分析しました。

(1) クマの生息域

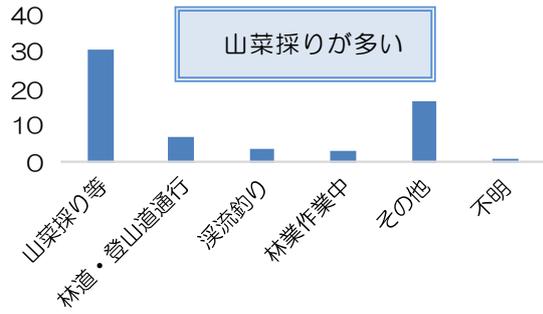
人身被害記録からクマの生息域で発生した被害を抽出し、集計を行いました。



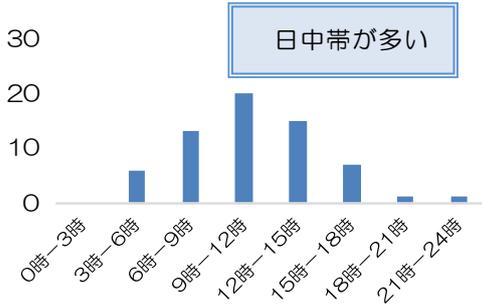
■ 人身被害件数 (月別/クマの構成)



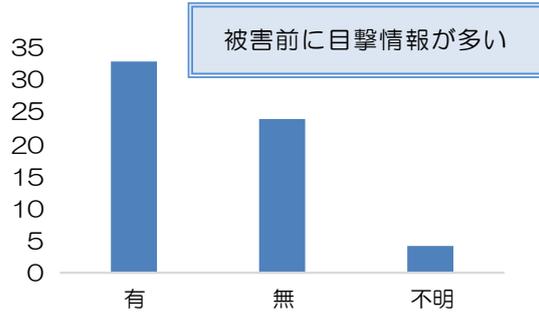
■ 被害者の行動



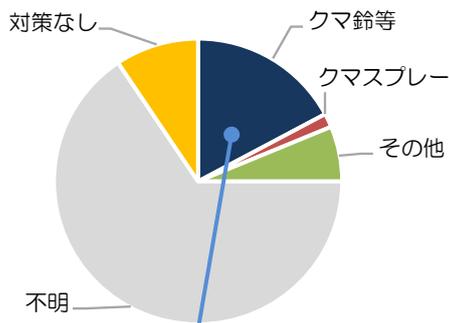
■ 人身被害発生時の時間帯



■ クマ目撃情報等の有無



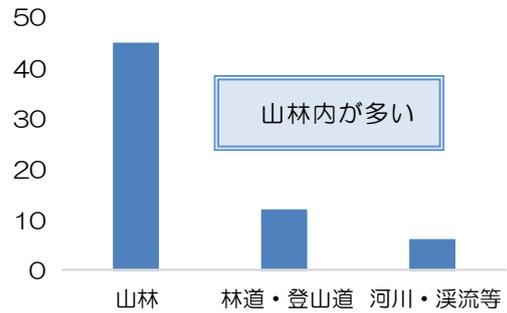
■ 被害者のクマ対策の有無



対策はしていたが…

- クマ鈴がザックカバーで覆われており、沢筋であったため音が響きにくかった
- ラジオを携帯していたが、水路や道路の音でかき消えてしまった。

■ 被害現場の環境

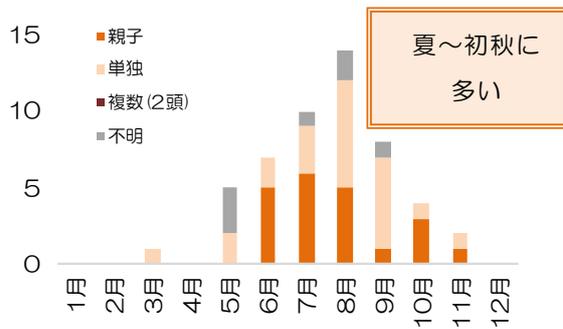


(2) 人の生活圏

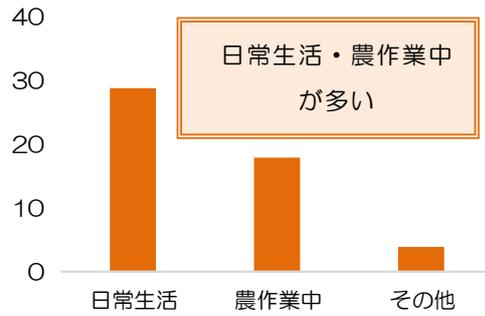
人身被害記録から人の生活圏で発生した被害を抽出し、集計を行いました。



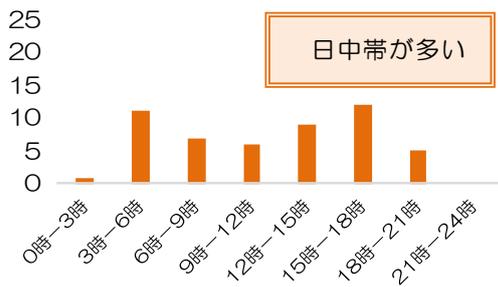
■人身被害件数（月別／クマの構成）



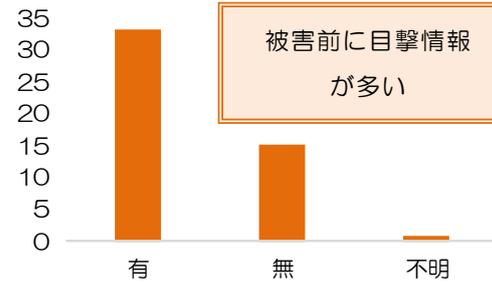
■被害者の行動



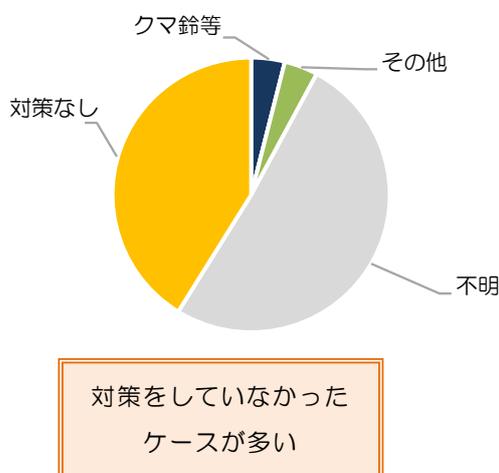
■人身被害発生時の時間帯



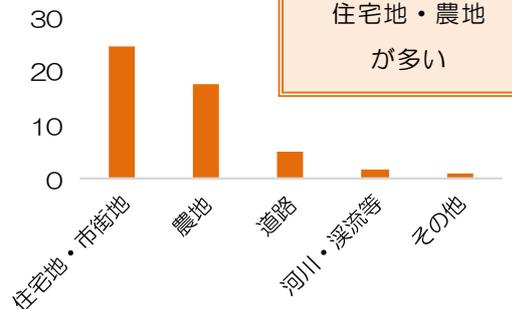
■クマ目撃情報等の有無



■被害者のクマ対策の有無



■被害現場の環境



Step 2 人身被害の発生状況の類型化

集計結果や人身被害記録をもとに、クマの生息域と人の生活圏それぞれにおいて、被害者の行動別に被害が発生しやすい状況を以下の通り類型化しました。

(1) クマの生息域

類型①：山菜採り等の行動中 山林内などで、山菜採りの行動をしていた場合	時期： 5～6月（春～初夏） 環境： 森林内・林道等 被害者の行動人数： 単独が最も多い その他： クマ鈴を持っていたが効果が発揮されない状況があった。
類型②：林道・登山道の通行中 林道や登山道で散歩や登山をしていた場合	時期： 5～9月（春～夏） 環境： 山林・林道・自然公園内 被害者の行動人数： 単独のみ その他： ラジオを鳴らしていたが、効果が発揮されない状況があった。
類型③：溪流釣り等の活動中 河川・溪流で釣りを行っていた場合	時期： 5～9月（春～夏） 環境： 山中の河川・溪流 被害者の行動人数： 単独のみ
類型④：森林施業の作業中 山林内で、立木の伐採や草刈り等の作業を行っていた場合	時期： 5～8月（夏）、10月（秋） 環境： 林道・登山道・山林内 被害者の行動人数： 単独及び複数

(2) 人の生活圏

<p>類型①：日常生活を送る中 散歩や敷地内での作業や近所への移動等の活動を行っていた場合</p>	<p>時期：3～11月（特に7～9月の夏） 環境：住宅地・市街地 被害者の行動人数：単独 周辺での目撃：被害発生前に目撃情報があった場合が多い。</p>
<p>類型②：農作業等の活動中 水田、畑、農地等で農作業を行っていた場合</p>	<p>時期：5～10月 環境：農地、その他市街地や河川近く 被害者の行動人数：単独が最も多い 周辺での目撃：被害発生前に目撃情報があった場合が多い。 その他：加害クマは親子であった割合が高い</p>

Step.3 人身被害防止に向けた対策の検討と実施

人身被害の防止は、発生要因や経緯等の状況をより詳細に明らかにし、「クマの生息域」と、「人の生活圏」それぞれの状況にあった対策の実行が重要となります。

Step1とStep2で集計・類型化した情報を元に、各要因やそれぞれの状況に合わせて、人身被害の発生防止に向けて自治体を実施すべき対策について整理しました。

(1) クマの生息域

クマの生息域での人身被害の発生防止に向けた対策は以下となります。Step 2で整理した類型に合せて、対策の効果的な時期や実施場所、内容を工夫します。

<p>類型① 山菜採り等の 行動中</p>	<ul style="list-style-type: none"> 5～6月にかけて積極的な注意喚起の情報発信をする。 (広報、HP、防災無線等) きのこ採りが盛んな地域では、きのこ採りシーズンに合わせて実施する。 山菜採り等の活動が盛んな林道入口、登山道へ注意喚起看板を設置する。 周辺のクマの出没情報を発信する。 遭遇防止対策として、使用する道具(クマ鈴、ラジオ等)の適切な使用方法や目的を研修会や広報で情報発信をする。 単独行動ではなく、複数での行動を促す。
--	---

対策事例

秋田県ホームページ

ホームページ上に、注意喚起のための普及啓発のチラシを掲載
「山野でのクマの事故を防ぐために」



参照

https://www.pref.akita.lg.jp/uploads/public/archive_0000023295_00/%E5%B1%B1%E9%87%8E%E3%81%AE%E6%B3%A8%E6%84%8F.pdf

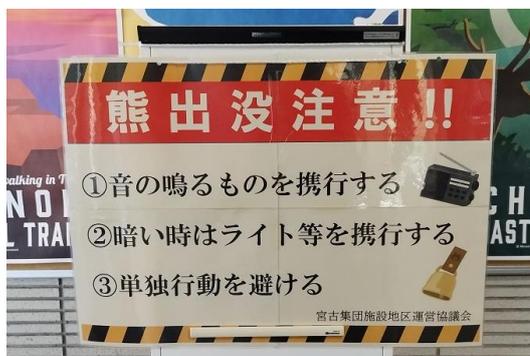
類型②
林道・登山道
の通行中

- 夏場にかけて、クマの生息地内にある林道や山林内に入る際は留意するよう注意喚起をする。
- ビジターセンターや林道・登山道の入り口、HP 等で出没情報を発信し、注意喚起を行う。
- 入山者に食べ物の適切な管理方法を啓発する。
- 観光地等で人の入山が多い地域やクマの出没が頻発している地域では、定期的に林道のパトロールを行い、利用者へ注意喚起を行う。
- 遭遇防止対策の道具（クマ鈴、ラジオ等）やクマに遭遇した際の対策の道具（クマ撃退スプレー）を適切に使用できるように研修会や広報を行う他、単独行動を行わないよう促す。
- 観光地であれば、クマ鈴やクマ撃退スプレーの貸出、キャンプ場であればフードコンテナ等の貸出を行う。

対策事例

岩手県浄土ヶ浜

令和5年度に人身被害が発生した宮古市の浄土ヶ浜では、ビジターセンター内でツキノワグマの注意喚起看板の設置やクマ鈴のレンタルを行っている。



環境省自然環境局 国立公園内におけるヒグマ対策情報

参照

<https://www.env.go.jp/park/shiretoko/guide/sirecoco/bear02/index.html>

類型③
溪流釣り等の
活動中

- 5月～9月にかけて、積極的な注意喚起や情報発信を行う（広報、HP、防災無線、釣具店等）。
- 林道入口に注意喚起看板の設置やチラシを配布する。
- 水辺のため、クマ鈴など音の出る遭遇防止対策道具の効果が薄れることに留意してもらい、頻繁に周囲を確認する等の注意喚起を行う。
- クマ撃退スプレー等の道具の携帯や使用方法について、広報・注意喚起を行う。
- 単独行動ではなく、複数での行動を促す。

類型④
森林施業の
作業中

- 事前に作業エリア周辺のクマの目撃情報を確認するよう注意喚起する。
- クマの生息地内で作業・業務を行っていることを意識できるような広報を行う他、クマの生態把握や被害に遭わないための遭遇防止道具の使用の徹底、適切な使用方法の周知、研修会等による教育を行う。
- 単独での作業を避け、必ず複数人で行動する。作業中でも周囲をよく確認するよう徹底する。
- わなにより捕獲されたシカやイノシシをクマが採食する事例が報告されていることから、事前にわなの設置場所の確認を行う。

対策事例

群馬県

群馬県林業労働力確保支援センターホームページでは、林業現場での作業にあたっての留意点やチラシ等情報を掲載。

参照👉

【Topic】林業現場作業におけるツキノワグマの出没に関する注意喚起について！！

<https://moriwork.jp/1421/>



(2) 人の生活圏

人の生活圏での人身被害の発生防止に向けた対策は以下となります。Step2で整理した類型に合わせて、対策の効果的な時期や実施場所、内容を工夫します。

類型① 日常生活を 送る中

- 目撃情報があった際に、住民への積極的な注意喚起を行う（広報、HP、SNS、防災無線等）。
- クマの出没情報があった際は、住宅地周辺のパトロールを強化する。
- 出没が頻繁に発生する地域については、誘引物や侵入経路の特定と対策を行う。
- 目撃情報や農業被害があった際は、住宅地や市街地で単独行動をしない、クマ鈴等の携帯を行う等の対処について、広報や研修会を実施する。
- 万が一クマに襲われた場合における正しい防御姿勢について普及啓発する。

対策事例

秋田県：誘引木の除去、緩衝帯整備

県ではツキノワグマ出没抑制緊急事業により、令和6年度はクマの誘引木となるカキやクリの木の伐採及び緩衝帯整備の補助を行った。また、各市町村においても独自の補助事業を行っている場合がある。

■ 誘引木の伐採跡（大仙市）



■ 緩衝帯整備後の風景（左：北秋田市、右：大仙市）



**類型②
農作業等の
活動中**

- 農地周辺へ電気柵等を設置し、クマを農地に寄せ付けない、または侵入を防止する対策を普及する。
- 農作業中はラジオやクマ鈴等で音を出し、出会いがしらの被害を減らすこと、単独行動を避けることを普及啓発する。
- 農地に到着し車から降りる前に、クラクション等を鳴らして人の存在を知らせる。
- 突発的な被害防止のため、農地周辺の藪等を減らし、見通しを良くする。

対策事例

秋田県：電気柵の設置

北秋田市では主にリンゴ園に電気柵を設置している他、一部の養鶏場にも設置している。美郷町ではリンゴ園の周りに電気柵を設置し、漏電防止のために藪の刈り払いや定期的な除草剤散布を行っている他、リンゴの木をきれいに剪定することで、見通しが良くなっている。

■北秋田市 養鶏場の電気柵



■美郷町 リンゴ園の電気柵



参考 クマによる人身被害を防ぐために

■ クマに出遭わない

クマの出没情報がある場所には行かない、行く場合には十分注意することが大切です。

▼ 自治体が行うこと

- ・ 日頃からHP、チラシや、ポスターによる情報発信をする。

<参考>

北海道

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kihon.html>

岩手県

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoushizen/yasei/1049881/1056087.html>

秋田県

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/23295>

長野県

<https://www.pref.nagano.lg.jp/yasei/bear.html>

- ・ 研修会等により人身被害を防ぐための知識を普及する。

▼ 市民が行うこと

- ・ 自治体等が発信する情報を確認する。
- ・ クマについて正しく理解する。

■ クマの対策グッズの適切な使用方法

▼ クマに出遭わないための対策

クマに人の存在を知らせることが最も重要です。クマ鈴・ラジオ等を携帯し、音がクマに届く状態であることを常に確認することが大切です。川沿いなど音が響きにくい場所では、大きい音を定期的に鳴らす、周囲の状況を定期的に確認するなどの工夫が必要になります。

また、山菜採りや農作業中は作業に熱中することが多いため、周囲の音や気配に気づきにくい上、自身の動きが少ない場合は、クマ鈴がならない場合があるので、特に留意が必要になります。

■ クマに出遭ってしまった際の対策

クマがこちらに気づいていない場合は、気づかれないようにその場から離れましょう。もしクマがこちらの存在に気づいている場合は、様子をみながら静かにその場から離れます。

慌てずに冷静に行動することが最も大切です。クマ撃退スプレーが有効ですが、十分な効果を発揮させるためには、スプレーの噴射方法や薬剤の到達距離を確認し、事前に遭遇を想定して練習しておくことが重要です。携帯する前に使用期限も確認しましょう。

<参考>

公益財団法人知床財団 HP

<https://www.shiretoko.or.jp/higumanokoto/bear/bear2/>

■ 攻撃を受けた場合の防御姿勢

本レポートで解析した人身被害発生状況から、被害者がクマの攻撃により受傷した体の部位についてまとめた結果が以下の通りです。

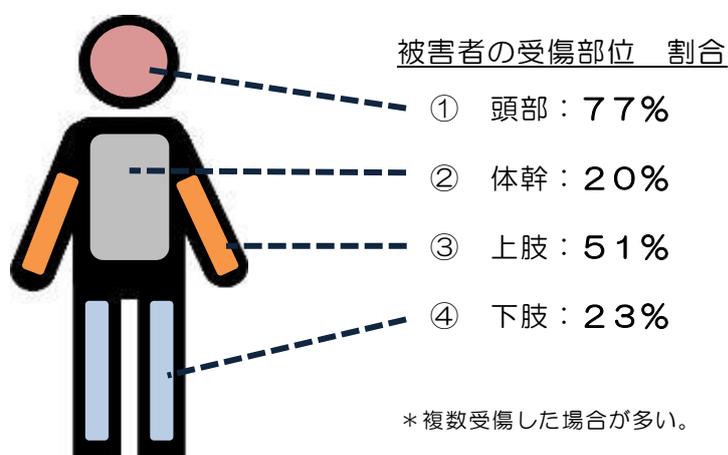


図 被害者が受傷した体の部位（複数受傷した場合は、各部位をカウント）

全体の約8割（77%）が頭部で、次いで上肢が多い結果となりました。クマが攻撃をする際は、上腕及び爪を使った引っかき、噛みつき等を行います。これらの攻撃は非常に強い力のため、頭部に攻撃を受けると致命傷となったり、後遺症が残る重篤な怪我になる可能性が高いことから、頭部や頸部を守ることが非常に重要です。

また、上肢はクマの攻撃から咄嗟に顔を庇った際や、防御をした際に、咬傷や骨折、裂傷を負う事例が見られました。これらの攻撃を防ぐためには、うつ伏せになり、顔や胸、腹部を守りましょう。後頭部と首の後ろは手指を組み合わせて攻撃を防ぎます。手や、腕、背中では攻撃を受けますが、急所を守ることで致命的になるダメージを最小限にとどめることが重要です（図：防御姿勢の取り方）。



図 防御姿勢の取り方

特に、人の生活圏に出没したクマはパニックになっていることが多いため、屋内や車内の安全な場所に退避することが望ましいですが、出会いがしらの突発的な遭遇により、攻撃を受けそうになった場合は、フードや帽子等で頭部を守りつつ、防御姿勢をとりましょう。

*ヘルメットやリュック（登山バック）があることで、背中や頭部へのダメージを軽減することができます。

■ クマの出没対応に関する参考資料

クマ類の出没対応マニュアル ー改定版ー

<https://www.env.go.jp/nature/choju/docs/docs5-4a/index.html>

令和6年度

クマ類の保護及び管理に関するレポート

2025（令和7）年3月

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
電話：03(5521)8285

業務請負者 一般財団法人 自然環境研究センター
〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号
電話：03(6659)6310（代表）